

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条第1号又は第2号に掲げる者が同政令第2条に規定する東日本大震災の後平成28年3月31日までに貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、水産庁長官が定める率を勘案して、別に定める。</p> <p>(1) 貸付限度額 1 漁業者につき、当該漁業者が融資を受けて行う主たる漁業に係る次の表の貸付限度額の欄に掲げる額の範囲内</p> <table border="1" data-bbox="858 1048 1465 2060"><thead><tr><th data-bbox="858 1048 1082 1102">漁業を営む者の区分</th><th data-bbox="1082 1048 1465 1102">貸付限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="858 1102 1082 1727">1 漁船漁業を主として営む者</td><td data-bbox="1082 1102 1465 1727">使用する漁船の合計総トン数が50トン未満のもの 7,000万円 使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの 1億2,000万円 使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの 1億5,000万円 使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの 2億4,000万円 使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの 4億円</td></tr><tr><td data-bbox="858 1727 1082 1827">2 養殖業を主として営む者</td><td data-bbox="1082 1727 1465 1827">8,000万円</td></tr><tr><td data-bbox="858 1827 1082 2060">3 定置漁業を主として営む者</td><td data-bbox="1082 1827 1465 2060">大型定置漁業（定置漁業権の免許の対象となっているもの）を主として営む者 1億3,000万円 小型定置漁業を主として営む者 1億円</td></tr></tbody></table>	漁業を営む者の区分	貸付限度額	1 漁船漁業を主として営む者	使用する漁船の合計総トン数が50トン未満のもの 7,000万円 使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの 1億2,000万円 使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの 1億5,000万円 使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの 2億4,000万円 使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの 4億円	2 養殖業を主として営む者	8,000万円	3 定置漁業を主として営む者	大型定置漁業（定置漁業権の免許の対象となっているもの）を主として営む者 1億3,000万円 小型定置漁業を主として営む者 1億円
漁業を営む者の区分	貸付限度額								
1 漁船漁業を主として営む者	使用する漁船の合計総トン数が50トン未満のもの 7,000万円 使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの 1億2,000万円 使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの 1億5,000万円 使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの 2億4,000万円 使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの 4億円								
2 養殖業を主として営む者	8,000万円								
3 定置漁業を主として営む者	大型定置漁業（定置漁業権の免許の対象となっているもの）を主として営む者 1億3,000万円 小型定置漁業を主として営む者 1億円								

4 漁船を使用しない漁業者	7,000万円
---------------	---------

(2) 償還期限 13年以内。ただし、特に必要と認められる場合にあつては、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）

(3) 償還方法 年賦又は半年賦元本均等償還

別表（第3条関係）

[略]

別表（第5条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。